

悪質な勧誘は通報しましょう

こんな勧誘はすべて違法です。予め知識を身につけていざという時に備えましょう!



LPガスの勧誘に際し、勧誘を断ったお客様の家に居座る行為は、違法です。

- 特定商取引に関する法律
第3条の2違反(再勧誘の禁止)
- 刑法第130条後段違反
(不退去罪)



LPガスの勧誘に際し、勧誘の目的を隠す行為や、事業者の名前を名乗らない行為は違法です。

- 特定商取引に関する法律
第3条違反



LPガスの勧誘に際し、お客様を威迫して困惑させる行為は、違法です。

- 特定商取引に関する法律
第6条の3項違反



LPガスの勧誘に際し、契約締結の動機となる事実について、虚偽を述べる行為は違法です。

- 特定商取引に関する法律第6条の1項違反
- 刑法第246条第1項違反(詐欺罪)
- 不正競争防止法第2条第1項第14号違反

クーリングオフ 契約してから8日以内は無条件解約できます。

契約してから9日以降でも解約できる場合もあります。詳しくは、LPガスお客様相談所へお電話ください。

違法な契約に関して救済手段があることを知ってください。

これらの行為は、特商法(特定商取引法)や刑法に抵触する行為です。これらの勧誘を目撃したり、たびかさなる訪問や、しつこい勧誘を受けたら、**警察に通報**しましょう。なお、LPガスの訪問勧誘は「クーリング・オフ」(契約の取り消し)が可能です。詳しくは消費生活センターや、静岡県エルピーガス協会お客様相談所にご相談ください。



第三者の意見を 聞きましょう！

第三者に相談し、公平な意見を聞く冷静さが必要です。

勧誘を受けて

おかしいな？とか 変だな？と感じたら…

消費者生活センターまたはLPガスお客様相談所へご相談ください。
静岡県LPガス 0120-17-2680

受付時間
8:30~17:15
土・日・祝は除く

ご存知ですか？ガス会社をかたる点検詐欺！

近年、実際のガス会社や農協職員をかたり、点検と称して家に上がり込み、メーター交換や、ガスコンロ・コンロの部品代としてその場で現金を要求する詐欺事件が多発しています。要求する金額が、1回あたり、2万円～3万5千円位の金額でついつい、騙されて支払ってしまいがちです。

詳しい説明もなしにその場で現金を要求することはありません。



これは怪しいなと思ったら…！

- まず、契約しているガス会社に連絡してください！
- 身分証の提示を求めてください。
- 乗ってきた車のナンバーを控えましょう！

